

とちぎ

県民だより

2月号



編集・発行 栃木県企画部広報課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-2159 FAX 028-623-2160



「21世紀林業創造の森」からはじまる。 これからの林業

研修生は、最新の機械と経験豊かな講師の指導により、林業の基礎から応用までを身につけます。1年間の研修の後、林業のプロフェッショナルを目指します。



林業への理解を深めるために

森林・林業は、私たちの生活に密接に関わっています。県では、森林の公益的な機能や、林業の役割、現状を県民の皆さまに広く理解していただくことが重要と考えています。このため、森林に親しみ、林業について学んでいただこうと、林業体験などを積極的に行っています。ここ、「21世紀林業創造の森」では、「森林交流館」で森林・林業に関する展示を行うとともに、フィールドを活用した林業体験、自然観察、きのこ・山菜などの栽培体験などを実施することとしています。平成十四年春には一般の皆さんにご利用いただける施設としてオープンする予定です。

◇問合せ 県林業振興課
TEL 028-623-3277

県土の五十五%を占める森林。森林は私たちに豊かな恵みをもたらします。水、空気、そして木材。私たちの生活に欠くことができない森林は、長い間林業によって支えられてきました。

県内の森林の約六割を占めるスギ・ヒノキなどの人工林の多くは、現在成熟期を迎えています。しかし、林業従事者は年々減少、高齢化しており、森林の荒廃や木材供給力の低下など、様々な問題が懸念されています。

県は、「二十一世紀の林業の担い手育成」に積極的に取り組んでいます。



広大なフィールドを活用し、実際の現場と同じ搬出作業を実践します。

明日の森林・林業の創造に向けて

林業創造の森で研修開始

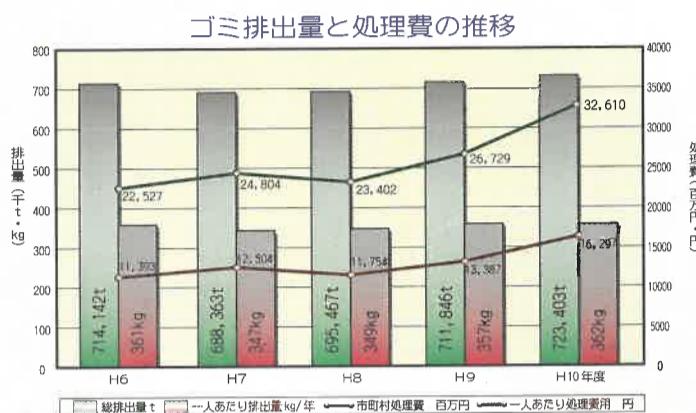
県では、林業の担い手育成などを目的として、栗野町入栗野の豊かな森林を活用し、「二十一世紀林業創造の森」の整備を進めています。二百六十三ヘクタールという広大な人工林をフィールドに、研修館や訓練棟などを整備し、高性能林業機械を導入した研修を通じて、即戦力となる人材の養成を目指しています。

昨年十月には、宿泊機能を備えた研修館が完成し、フィールドと設備を最大限に活かした実践的な研修がスタートしました。研修生は県内各地から参加する十一名。この三月にはすべての研修を終え、地域林業を支える林業作業士として県立つていきます。「林業は価値ある仕事だと思う。自分たちががんばって、もっと林業をメジャーにしたい。そして、同世代の若者にも林業に目を向けてほしい」と、林業への熱い思いを語ってくれました。

私たちの家庭や事業所からは、年間七百万トンを超える廃棄物が排出されています。

このうち市町村が処理している家庭ゴミなどの排出量は、約七十二万トン。県民一人当たり毎日約一キロのゴミを排出していることになります。

この処理のために毎年三百二十億円もの経費が支出されています。そしてこの処理費用は、処理施設の整備、最終処分場のひつ迫などそのため、年々増大する傾向にあり



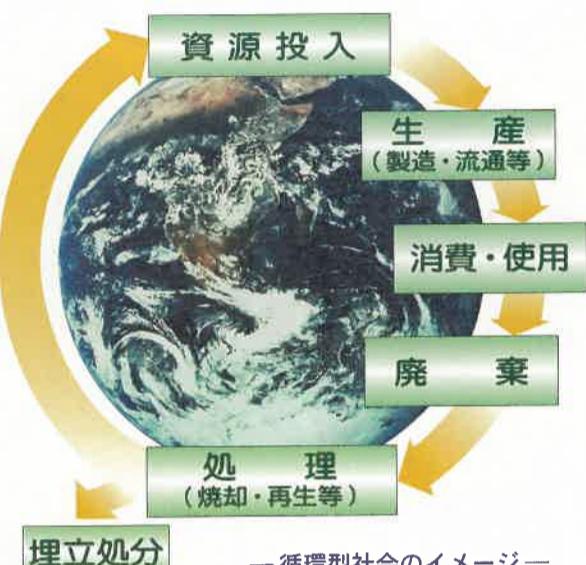
循環型社会を

私たちちは、長年にわたつて「大量生産・大量消費・大量廃棄」を続けてきました。この結果ゴミが増え、ゴミ処理に伴つダムオキシンの発生や処理施設のひつ迫、不法投棄の増加などが深刻な社会問題となっています。このままでは、先人から受け継いできた環境を、私たちの子や孫たちの世代に引き継いでいくことができません。今こそ、これまでのライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図つていくことが必要です。

昨年五月「循環型社会形成推進基本法」とその関連法が整備されました。

この三つのキーワードのもとで、二十一世紀の日本を循環型社会に変えていくための挑戦が始まつたのです。

県では、県民の皆さんとともに、循環型社会の推進と廃棄物の処理対策を進めてまいります。

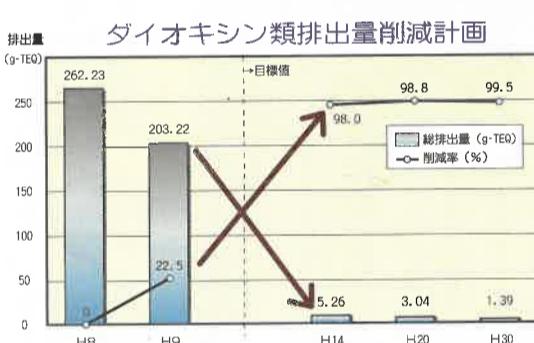


—循環型社会のイメージ—

- 使い捨て製品や過剰包装の自粛
- 使えるモノは、大事に長く使う
- ゴミをきちんと分別する
- 適正な処理費用の負担
- などを徹底し、それぞれが実践しなければなりません。

県では、環境ISO認証取得や再生品使用への率先した取組はもとより、リサイクル演劇やクリーンアップフェアなどによる普及啓発を積極的に進めています。

また、昨年九月に設置した「木県循環型社会推進本部」を中心



※ゴミ処理広域化計画では、廃棄物処理施設の整備などによる、ダイオキシン類の削減計画などを定めています

廃棄物の野外焼却は禁止です

悪質な野外焼却行為は、4月から直接罰（懲役3年罰金300万円）の対象となります。

どんと焼きやたき火など、社会の慣習上やむを得ない場合や、日常生活を営む上で通常行われる焼却は、直接罰則の適用にはなりませんが、そういった場合であっても、周辺の生活環境の保全には十分に配慮してください。



循環型社会への転換のために

ととしています。

また、平成十三年度中には一般廃棄物・産業廃棄物の処理を総合的に進めるための「栃木県廃棄物処理計画（仮称）」を策定し、廃棄物の減量と適正処理のための施策を計画的に進めていきます。

計画では、市町村の処理計画や

で、一般廃棄物処理施設からのダ
イオキシン類排出量の削減目標を
定めています。施設の改造や大規
模化などにより、平成十四年には、
平成八年の九十八%を削減するこ
ととしています。

また、平成十三年度中には一般
廃棄物・産業廃棄物の処理を総合
的に進めるための「栃木県廃棄物
処理計画（仮称）」を策定し、廢
棄物の減量と適正処理のための施
策を計画的に進めています。

計画では、市町村の処理計画や
産業廃棄物を多量に排出する事業

県では、警察や市町村など関係機関との緊密な連携のもとに、監視員の配置、監視力メラやガードマンによる休日夜間の監視、ヘリコプターによるスカイパトロールなど、不法投棄をさせないための対策を強力に進めています。

この確認義務を怠った場合、罰則の対象となるとともに、不法投棄が発生したときには投棄物の撤去命令を受けることになります。

産廃排出者の責任が重くなります

産廃の排出事業者は、自分が排出した産業廃棄物が適正に処理されるよう、最終処分までの流れを確実に把握しなければなりません。

このため、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度が四月一日から大きく改正になります。排出時点で最終処分予定地を記載するほか、最終処分が確実に終了したことを見認する必要になります。

に、環境を基準とした新たな社会システムの形成や生活様式の転換などの観点から、商工、農林、土木などあらゆる分野で施策の検証を行うなど、循環型社会の構築を推進してまいります。

廃棄物の適正処理の推進

計画的に推進します

悪質な処理業者や排出事業者による不法投棄が絶ちません。このため、不法投棄に対する罰則は、昨年十月に役五年、罰金一千万円と大幅に引き上げられました。

また、不法投棄された廃棄物については、「捨て得」を許さない観点から、不法投棄者本人の責任を徹底的に追及するとともに、処理を依頼した排出事業者、土地を提供するなどした地主、仲介業者などにも負担を求め、その撤去を促進していきます。

県では不法投棄の早期発見・未然防止のために不法投棄110番を設置しています。県民の皆さまからの情報をお寄せください。

者の減量計画との連携を図り、
棄物の減量化や処理施設の整備、
不適正処理の防止対策などに
て定めることとしています。

また、不法投棄された廃棄物についても、「捨て得」を許さない観点から、不法投棄者本人の責任を徹底的に追及するとともに、

福田知事、ダム建設予定地を視察

一月十一日、福田知事は、東大芦川ダムと南摩ダムの建設予定地を視察するため、現地を訪れました。

まず午前中は、県で建設を進める、東大芦川ダムの建設予定地（鹿沼市草久）を訪れ、計画された東大芦川ダム建設事務所長から、計画されているダムの概要などについて説明を受けました。その後、西大芦七区生活向上センターと西大芦公民館で、地元住民の意見を聞きました。

午後には、国で進める思川開発事業の南摩ダム建設予定地（鹿沼市上南摩）を訪れ、県水資源対策室長から事業概要の説明を受けました。

その後、中村地区集会所と上南摩第一自治会館を訪れ、地元住民の意見を聞きました。

十六日は福田知事らの案内で那須野が原公園内のサンサンタワーや那須高原から、広大な那須野ヶ原を視察しました。

十七日には、那須町で「概況説明会」が開かれました。福田知事は、移転先地としての適性や本県の取組などを説明し、一定の区切りがつきました。

第二部では、東京大学教授の堀繁氏が、「東京と新都市とのパートナーシップ」と題し、移転によって二十一世紀の新都市の姿を提案することは、日本の国際貢献と自己アピールにつながることなどを主張しました。



一月二十二日、福田知事は、馬頭町の不法投棄物撤去問題の関係地を現地調査のため訪られました。福田知事は、大量の不法投棄物が放置されている現場（北沢地区）と、地元から挙げられている最終処分場の建設候補地（備中沢地区）を調査。これまでの経緯などについて、県環境整備課長などから説明を受けました。

また、馬頭町役場内では、馬頭町長と面談した後、地元住民と会い、不法投棄された廃棄物の問題解決に向けての意見を聞きました。

◇問合せ

県環境整備課

TEL 028-623-3125



メモを取りながら研修する教員

TEL 028-623-3359

不法投棄地などを視察

一月二十二日、福田知事は、馬頭町の不法投棄物撤去問題の関係地を現地調査のため訪られました。福田知事は、大量の不法投棄物が放置されている現場（北沢地区）と、地元から挙げられている最終処分場の建設候補地（備中沢地区）を調査。これまでの経緯などについて、県環境整備課長などから説明を受けました。

一月二十五日、宇都宮市文化会館で、「児童生徒指導に関する臨時研修会」が開催されました。

国・公・私立の各学校の児童生徒指導の中 心的な役割を担う教員などを対象に、児童生徒指導の徹底を図るために行われたもので、 今回は特に、私立も含めた幼稚園の教員も参 加しました。

当日は約千人が 参加し、「児童生徒指導の指針『心 豊かな栎木の子どもを育てるために』」 を活用しながら研修が進められました。

◇問合せ

県教委児童生徒指導緊急対策室

TEL 028-623-3359

「児童生徒指導に関する臨時研修会」開催

一月二十五日、宇都宮市文化会館で、「児童生徒指導に関する臨時研修会」が開催されました。

◇問合せ

県河川課(東大芦川ダム)

TEL 028-623-2447

県水資源対策室(南摩ダム)

TEL 028-623-2565

県政情報「——国会等移転

参議院 国会等の移転に関する特別委員会 特別委員会が現地調査に訪れました

舛添要一氏、堀繁氏の講演会が 東京で開催されました

参議院の「国会等の移転に関する特別委員会」の委員らが一月十六日と十七日、移転先候補地の「栃木・福島地域」の現地調査のため来県しました。

十六日は福田知事らの案内で那須野が原公園内のサンサンタワーや那須高原から、広大な那須野ヶ原を視察しました。

十七日には、那須町で「概況説明会」が開かれました。福田知事は、移転先地としての適性や本県の取組などを説明し、一定の区切りがつきました。

第二部では、東京大学教授の堀繁氏が、「東京と新都市とのパートナーシップ」と題し、移転によって二十一世紀の新都市の姿を提案することは、日本の国際貢献と自己アピールにつながることなどを主張しました。



委員らに説明を行う福田知事

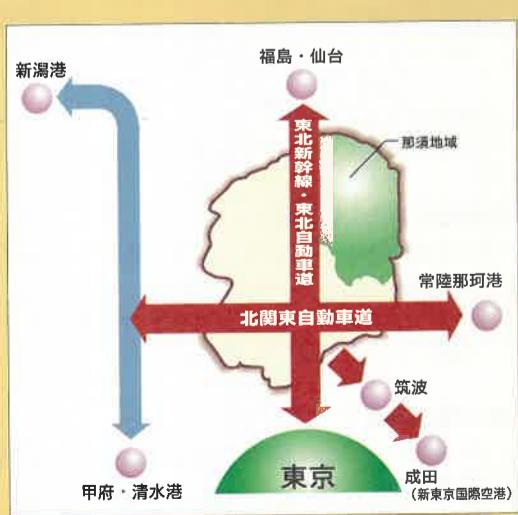


舛添要一氏講演「安全都市東京の実現に向けて」

具体的には、新しい交通体系の整備が促進され、ビジネスチャーンス、雇用の創出、農産物の消費拡大などの経済的側面や、医療・福祉・教育施設の充実などの社会的側面、さらには、新都市にふさわしい新たな文化的創造などの文化的側面での、大きな波及効果が期待できると考えます。

特に、県央・県南地域については、東北新幹線や東北自動車道などの横方向の軸と、北関東で、大きな役割が期待されます。

国会等が移転したら、那須以外の地域にはどんな波及効果がありますか



◇問合せ 県企画調整課国会等移転対策室

TEL 028-623-12209



花歳時記

ザゼンソウ（サトイモ科）

達磨大師が座っている姿に見立て名付けられたといふ『座禅草』。寒さに強く、雪景色の中でさえ花咲いていることがあります。夏の間は50cmにもなる大きな葉をフル操業、養分を根っこにため込みます。

ウォッチングポイント

大田原市親園、今市市手岡、葛生町秋山など、少し薄暗い湿潤地を探してみては。花期は2月下旬から3月下旬。

県子ども総合科学館

- 天体観望会 2月17日(土)午後7時~9時 金星、土星、木星の観察
- パラエティーサインス 2月24日(土)・25日(日) ①午前10時30分~②午後1時30分~③午後3時30分 簡単な工作や楽しい実験を行います
- 第38回企画展「マグネット展~電気と磁気の不思議な世界~」 3月10日(土)~4月8日(日) 磁石の性質や磁石と電気の関係を体験します
- プラネタリウム新番組「おりひめ星 ひこ星」「Time~古代から受け継がれた知恵~」 3月10日(土)から
- 問合せ ☎028-659-5555 宇都宮市西川田町567

県立美術館

- 栃木県美術の20世紀Ⅱ 千年の扉 後期 2月17日(土)~3月25日(日)
- 県内在住の作家を中心とした県内美術の現在を紹介。洋画・彫刻・写真の分野を展覧することで、21世紀の栃木県美術を展望します
- ◀田中定一「かえり道」2000年
- 問合せ ☎028-621-3566 宇都宮市桜4-2-7

県立博物館

- テーマ展①近世下野の文人・画人②多功南原遺跡 3月31日(土)まで
- 関連講座①近世下野の文人・画人 2月24日(土) ②多功南原遺跡 3月4日(日) ともに電話申込み
- 体験学習「お雛様を作ろう」 2月24日(土)午前11時~ 当日博物館受付へ
- ◀戸田忠翰筆 桃綿帶島より
- 問合せ ☎028-634-1312 宇都宮市睦町2-2

県総合文化センター

- 第3回フレッシュ・フルーツ&フラワーコンサート 2月17日(土)午後4時開演
- 「さくら祭—古典芸能第5弾!『薪能~宝生流』」 4月7日(土)午後6時開演 会場 県総合運動公園水生植物園 要整理券※往復ハガキで3月20日(火)までに申込み(必着)
- ◀問合せ ☎028-643-1010 宇都宮市本町1-8



講 座

- 住宅を新築・取得される方への講習会 日時・会場 ①3月7日(水)・サンプラザ(宇都宮市) ②3月9日(金)・那須野が原ハーモニーホール(大田原市)③3月10日(土)とちぎ健康の森(宇都宮市) 時間はいずれも午後1時30分~4時 内容 住宅品質確保法の概要、バリアフリー住宅について 対象 一般、建築関係者 受講無料 申込み 2月28日(水)までに電話で 問合せ 県住宅課 ☎028-623-2482
- 雇用労働フォーラム(労働教育基礎講座) 3月9日(金)午前9時50分~午後3時 会場 県河内庁舎(宇都宮市) 内容 採用から退職までの労働法の基礎 申込み 2月28日(水)までに電話かFAXで 問合せ 宇都宮労政事務所 ☎028-626-3053、FAX028-626-3054
- 団体活動リーダーセミナー 3月10日(土)~11日(日)1泊2日 会場 今市少年自然の家 内容 講話「ボランティア活動の意義」、各種実技 参加費3,300円 申込み 3月1日(木)までにハガキかFAXで 問合せ 同自然の家(今市市瀬尾2010) ☎0288-21-7224、FAX0288-21-7474
- 福祉職入門講座 日時 ①2月17日(土)午後2時~②2月24日(土)

催 し

- 緑の相談所の催し 【中央公園】 ☎028-636-7621】 ◎講座「ミニ庭園の造り方」 3月4日(日)午前10時~11時30分 受講無料 定員 50名 電話申込み 【井頭公園】 ☎0285-82-4475】 ◎「井頭の四季」写真展 2月22日(木)~3月4日(日) 【那須野が原公園】 ☎0287-36-1220】 ◎講座「生垣の作り方」 3月4日(日)午前10時~11時30分 受講無料 定員 35名 電話申込み 【みかも山公園】 ☎0282-55-7733】 ◎講座「春のガーデニング」 3月4日(日)午前10時~正午 教材費実費 定員 25名 電話申込み
- 巨樹・巨木国際シンポジウム 3月13日(火)午後0時30分~5時 会場 県総合文化センター(宇都宮市) 内容 巨木等の保全・活用に向けたパネルディスカッション他 参加無料 申込締切 2月27日(火) 問合せ 同シンポジウム事務局 ☎03-3257-8619
- 県立図書館の催し ◎レコードによるジャズコンサート 2月24日(土)午後2時~3時30分 無料 ◎こどもの本のつどい 3月10日(土)午後2時30分~3時 絵本や紙しばいの読み聞かせ 参加無料 問合せ 同館 ☎028-622-5112

募 集

- 県青少年問題協議会委員の募集 県の青少年行政に一般の方のご意見を反映させるため、委員を公募します 応募資格 青少年に関する研究や活動に実績があり、青少年問題に関心のある方で、満20歳から満69歳の方(公務員を除く) 募集人員 2名以内 募集期間 2月16日(金)~3月16日(金) 応募方法等、詳細はお問い合わせください 問合せ 県女性青少年課 ☎028-623-3075
- 小児医療懇談会委員の募集 小児医療体制のあり方などについてご意見をお聞きするため、委員を公募します 応募資格 子育てや小児医療に关心のある方 募集人員 3名 応募締切 2月28日(水) 応募方法等、詳細はお問い合わせください 問合せ 県児童家庭課 ☎028-623-3064
- うつくしま未来博広域交流館ミュージカル出演者の募集 7月7日から9月30日まで、福島県須賀川市で「うつくしま未来博」が開催されます。期間中会場で上演するミュージカルの出演者を募集しています 募集締切 3月26日(月) 問合せ 同ミュージカル参加者募集事務局 ☎024-521-7380

案 内

- 中小企業倒産防止共済制度 取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産するなどの事態を未然に防ぐため、共済金の貸付けが受けられる制度です 問合せ 商

県の広報番組

- クローズアップとちぎ【とちぎテレビ】 土曜日9:00~9:45(月曜日22:00~22:45) 2月17日「とちぎの道づくり」 24日「県税の基礎知識」 3月3日「とちぎの特別栽培農産物」 10日「青少年健全育成」
- とちぎウォッチング【テレビ東京】 2月26日(月)15:55~16:00 「とちぎ日帰り温泉の旅」 (真岡市、喜連川町、黒羽町など)
- 問合せ 県広報課 ☎028-623-2190

より一層の地方分権の実現を目指して

市町村への権限委譲を積極的に進めています

昨年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」が施行され、本格的な地方分権型社会の実現に向けて大きな一步を踏み出しました。

県では、地方分権を一層推進していくため、県民に身近な事務について積極的に市町村への権限委譲を進め、市町村のまちづくりの推進や県民の皆さまの利便性の向上に努めています。

今年度は、有害鳥獣の捕獲許可など16法令108項目の事務を委譲したことですが、平成13年4月から8法令104項目の事務を新たに市町村に委譲することとしました。

なお、権限委譲に伴い、4月以降手続きの窓口が県から市町村に変わりますのでご注意ください(主な事務は右のとおり)。

今後とも、市町村と連携しながら、地方分権型社会にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に努めてまいります。

△問合せ 県人事課 ☎028-623-2039

*個々の事務の具体的な内容などについては、県または市町村の所管課にお問い合わせください。

4月以降県から市町村に窓口が変わる事務

◎商工会議所法に係る事務

- ・商工会議所の定款変更の認可 など
※日光市、矢板市及び黒磯市を除く市に委譲
(現在の県所管 : 商工振興課 ☎028-623-3165)

◎商工会法に係る事務

- ・商工会の設立の認可 など
※宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、今市市、真岡市、大田原市、栗山村及び藤原町を除く
(現在の県所管 : 商工振興課 ☎028-623-3165)

◎工場立地法に係る事務

- ・特定工場の新設届出の受理 など
(現在の県所管 : 商工振興課 ☎028-623-3202)

◎液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務

- ・液化石油ガス設備工事届出書の受理 など
(現在の県所管 : 工業課 ☎028-623-3196)

◎租税特別措置法に係る事務

- ・優良宅地の認定に係る事務 など
(現在の県所管 : 都市計画課 ☎028-623-2466)

- ・優良住宅の認定に係る事務 など
(現在の県所管 : 住宅課 ☎028-623-2483)

◎都市計画法に係る事務

- ・都市計画法第53条に基づく都市計画施設の区域内における建築物の建築許可の事務 など
※足尾町、栗山村、小川町、湯津上村及び黒羽町を除く
(現在の県所管 : 都市計画課 ☎028-623-2463)

◎土地区画整理法に係る事務

- ・個人施行者及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の認可 など
※足利市及び小山市に委譲
(現在の県所管 : 都市計画課 ☎028-623-2464)